

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/>

第 6 号

Rikkyo Institute for Business Law Studies

第7回 法務研究科特別セミナー

シンポジウム「グローバル化する知的財産紛争」

■コーディネーター・スピーカー（五十音順）

相澤 英孝（一橋大学）

浅妻 章如（立教大学）

石川 淳（立教大学）

井上由里子（神戸大学）

上野 達弘（立教大学）

植村 昭三（WIPO事務局長特別顧問）

大野 聖二（弁護士・大野総合法律事務所）

大淵 哲也（東京大学）

大町 真義（一橋大学）

奥野 寿（立教大学）

熊倉 禎男（弁護士・中村合同特許法律事務所）

島並 良（神戸大学）

田村 善之（北海道大学）

東條 吉純（立教大学）

橋本 博之（立教大学）

早川 吉尚（立教大学）

横溝 大（北海道大学）

■日時／場所

2005年9月16日（金）10:00～18:00／学術総合センター中会議場

本シンポジウムのねらい

グローバル化の進展とともに、この数年で知的財産法分野においても、これまでに想定されてこなかったような国際問題が顕在化し、様々な議論が多方面で行われるようになった。しかし、そうした議論は、ともするとその問題限りの場当たり的なものになりがちである。そこでは、そうした問題群をより大きな視点から考察していく必要があるのではなからうか。こうした問題意識の下、一日がかりで、知的財産法に関するクロスボーダーな問題だけに焦点を絞り、17名にのぼるコーディネーターおよびスピーカーにより多角的な討論の機会を持つ。これが今回のシンポジウムのねらいであった。

インターネットを通じて参加者を募集したところ、学界、法曹界、企業をはじめ、大学院生等も含めて、シンポジウムの2ヶ月以上前から定員の200名を超過してしまうほどの申込があるほどの盛況ぶりとなった。

当日のシンポジウムは、植村昭三氏（WIPO事務局長特別顧問）によるオープニング・リマークスを皮切りにして、以下のような内容で展開された。



Session 1 外国知的財産権の我国における侵害

第1セッションのテーマは「外国知的財産権の我国における侵害」である。

外国の知的財産権(たとえばアメリカの特許権)が日本において侵害されたことを理由として、当該特許権に基づく差止請求を日本の裁判所に提訴することは認められるか。認められるとした場合、当該裁判所はどの国の法律を適用してどのように判断すべきか。こうした問題を典型事例として、本セッションでは、シンポジウム全体に通じる総論的な問題に及ぶ幅広い議論が展開された。座長は、大淵哲也教授(東京大学)である。

まず、早川吉尚教授(立教大学)は「外国知的財産権の我国における侵害～知的財産法の国際的適用関係の規律構造～」というタイトルで、知的財産法と国際私法・国際民事手続法の従来の関係から解説し、そこにおける「消極的な『平和共存』関係に一気に緊張感を走らせた」というカードリーダー事件(最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁)を紹介した上で、知的財産法の国際的適用関係の規律に関する2つの理論的可能性(「法規からのアプローチ」と「法律関係からのアプローチ」)を提示するなど、分析を展開した。

次に、上野達弘助教授(立教大学)は「知的財産法総論と国際知的財産法」というタイトルで、知的財産法の総論をめぐる近時の議論を概観するとともに、国際私法学において2つのアプローチを区別するメルクマールとして論じられてきた「公権力性」というものの具体的内容が必ずしも明確ではないことを指摘した上で、とりわけ著作権法の特殊性と「公

権力性」との関係を中心に問題提起を行った。

以上の報告の後、2名のコメンテーターからコメントがなされた。まず、横溝大助教授(北海道大学)から上記の各報告に対する国際私法学からの応答が行われた後、大野聖二弁護士(大野総合法律事務所)はカードリーダー事件原告訴訟代理人としての経験に基づき、同事件が訴訟に至った背景事情等を含めてリアリティあふれる解説がなされた。

このように本セッションにおいて検討された「法規からのアプローチ」と「法律関係からのアプローチ」という2つのアプローチというスキームは、第2セッション以降の議論を活性化させたものといえよう。



Session 2 職務発明の対価と外国特許

第2セッションのテーマは「職務発明の対価と外国特許」である。

使用者等の従業者等が職務発明を行い、これにかかる特許を受ける権利等が勤務規則等によって従業者等から使用者等に承継等された場合、従業者等は相当な対価の支払を受ける権利を有する(特許法35条3項)。近時では、過去に受けた対価の額が同条にいう「相当な対価」に満たないとして、従業者等が使用者等に対してその残額の支払を請求する事件が少なからず見られるところである。では、使用者等が我が国の特許権のみならず外国の特許権も取得して大きな利益を得た場合、従業者が得るべき「相当の対価」には、外国の特許を受ける権利等に関するものも含まれるかどうかが問題となるのである。この問題をめぐっては、含むとする裁判例(東京高判平成16年1月29日判時1848号25頁、東京地判平成16年2月24日判時1853号38頁)と、含まないとする裁判例(東京地判平成14年11月29日判時1807号33頁)が存在し、最高裁の判断が待たれている状況にある。このような中、本セッションでは、異なる結論を主張する2名の



パネリストから報告が行われた。座長は、井上由里子教授(神戸大学)である。

まず、田村善之教授(北海道大学)は前者の立場をとる。田村教授は、利益衡量に基づく属地主義という観点から、

職務発明にかかわる法律関係は、外国における特許を受ける権利等に関するものを含めて、使用者と従業者の労働関係に適用される準拠法の特許法により一元的に処理すべきであるとするのである(田村善之「職務発明に関する抵触法上の課題」知的財産法政策学研究5号1頁〔2005年〕参照)。

他方、島並良助教授(神戸大学)は後者の立場をとる。島並助教授は、我が国特許法35条に基づく相当対価請求権は「発明への経済的誘因」という政策目標の実現を企図して特別に法定したという意味で「公法化」した制度であるとした上で、そうした従業者発明制度は各国の産業政策が反映されているので、これには権利所在地法が絶対的に直接適用されるべきとするのである(島並良「外国特許を受ける権利に関する職務発明相当対価請求の可否」ジュリスト1296号78頁〔2005年〕参照)。

その後、コメンテーターとして、石川淳助教授(立教大学社会学部)はマネジメントの専門家の観点から企業における従業者発明に関する指摘を加え、また、奥野寿専任講師(立



教大学)は労働法学からみたコメントがなされた。

こうした他分野の学者も含めた多角的な検討は極めて興味深いものであった。また、結論において対立する2名の報告はすでに公表された論考に基づくものでもあり、またフロアからの発言も活発であったため、非常に充実した議論となった。

Session 3 国際知的財産紛争の現代的諸相

第3セッションは「国際知的財産紛争の現代的諸相」というテーマで、3名のスピーカーから個別的な報告が行われた。座長は、相澤英孝教授(一橋大学)である。

まず、浅妻章如専任講師(立教大学)から「知的財産の国際課税—使用料の範囲と源泉—」というタイトルで報告がなされ、事業所得と資本所得における扱いの違いを紹介した上で、情報に関する所得への課税について問題提起がなされた。

次に、東條吉純助教授(立教大学)から「経済のグローバル化と国際的知的財産保護のあり方」というタイトルで報告がなされ、国境を越える知的財産紛争に対する国内/国際レベルの法的対応のあり方、たとえばTRIPS協定による知的財産保護の義務づけは、世界全体の経済厚生という観点から現時点では問題があるなどの指摘がなされた。

さらに、熊倉禎男弁護士(中村合同特許法律事務所)から、「知的財産侵害物品の水際規制」というタイトルで報告がなされ、関税定率法21条の水際措置の現状が、近時の改正内容も含めてヴァジュアルな実例とともに紹介された。

その後、橋本博之教授(立教大学)により行政法学の観点からこれらの報告に対してコメントが加えられ、また大町真義教授(一橋大学)は地域貿易協定と知的財産制度の専門家としての立場からコメントが行われた。



Closing Remarks

シンポジウムの締めくくりとして、当日は体調不良のためご欠席された中山信弘教授(東京大学)にかわって大淵哲也教授がクロージング・リマークスを行った。大淵教授が、本日のシンポジウムについて、セッション1=「協同」、セッション2=「対決」、セッション3=「多様性」とまとめられたのは印象

的であった。

シンポジウム後、如水会館に場所を移し、中村合同特許法律事務所のご後援による懇親会が開催されたことを、同事務所に対する謝意とともに附記させていただく。

所員新刊紹介



芝池義一・高木光編
(橋本博之 共著)

「ケースブック行政法(第2版)」
(2005年4月 弘文堂)

お知らせ

第8回法務研究科特別セミナー「Taxation on business in changing world」が開催されます。ハーバード大学・オールドマン名誉教授、東京大学・中里実教授、西村ときわ法律事務所・岩倉正和弁護士、浅妻章如専任講師がスピーカーとして参加します。

日時：11月18日(金) 18:30～21:00

場所：8101教室(同時通訳あり)

対象：法務研究科院生その他(教職員、他の研究科院生、学部学生も聴講可能)

ビジネスロー研究所とウエルネス研究所の協力により「スポーツ仲裁シンポジウム」が開催されます。同シンポジウムは、わが国のスポーツ界における紛争の解決と予防のために(財)日本オリンピック委員会、(財)日本体育協会、(財)日本障害者スポーツ協会の三者を中心に設立された「日本スポーツ仲裁機構」の活動をアスリートや一般の方々を知っていただくとともに、スポーツ紛争の解決と予防の重要性を認識いただくことを目的に開催されるものです。同シンポジウムは第9回法務研究科特別セミナーを兼ねるものとして開催される予定です。

日時：11月26日(土) 13:00～17:00

場所：上智大学 10号館 講堂 〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1

JR中央線 東京メトロ丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 徒歩5分

入場は無料ですが、会場の定員の都合上、これを超えた場合には入場をお断りすることがあります。確実に入場をご希望の方は、是非、インターネット上での事前の参加登録をお願いいたします(<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/symposium/>)。

ご不明な点は、運営事務局 03-3985-4264 か haya@rikkyo.ac.jp までお問い合わせください。

立教大学ビジネスロー研究所 所員(ABC順)

所長	角 紀代恵(法学部教授、民法)	小林	憲太郎(法学部助教授、刑法)
所員	浅妻 章如(法学部専任講師、租税法)	松井	秀征(法務研究科・法学部助教授、商法)
	淡路 剛久(法務研究科教授、民法)	野澤	正充(法務研究科教授、民法)
	舟田 正之(法学部教授、経済法)	奥野	寿(法学部専任講師、労働法)
	濱野 亮(法学部教授、法社会学)	坂本	雅士(経済学部助教授、税務会計)
	橋本 博之(法務研究科教授、行政法)	高橋	美加(法学部助教授、商法)
	早川 吉尚(法務研究科・法学部教授、国際私法)	溜箭	将之(法学部専任講師、英米法)
	石川 淳(社会学部助教授、労務管理)	東條	吉純(法学部助教授、国際経済法)
	伊沢 和平(法学部教授、商法)	上野	達弘(法学部助教授、知的財産法)

編集後記

10月に行われましたシンポジウムは大変盛況のうちに充実した議論を行うことができました。ご参加いただきました諸先生方には心からお礼を申し上げます。なお、本号から、奥野寿専任講師が編集担当に加わりましたのでよろしくお願いたします。(U)